

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間

処分の名称		ふぐ処理業の許可証の再交付
根拠法令及び条項		・大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例（昭和59年大阪府条例第44号）第9条第1項
審査基準	法令の基準	なし
	具体的基準	ふぐ販売営業許可を受けていること
	参考事項	
標準処理期間	標準処理期間	<ul style="list-style-type: none"> ・総日数 15日間 ただし、次の期間は含まれない。 (1) 補正・訂正に要した期間及び返却期間 (2) 申請者が自ら申請内容を変更し、それに要した期間 (3) 申請者の責により基準確認等が不能な期間 (4) 本市の勤務を要しない日の日数
	特記事項	
備考		